

## 携帯電話賃貸借契約書

賃貸人 生活支援センター結 を甲、借借人〇〇〇〇 を乙とし、甲乙間において、次の通り契約を締結した。

### 第1条（物品賃貸借）

甲は、乙に対し、甲所有の携帯電話を賃貸し、乙はこれを賃借することを約した。

会社	NTTドコモ
電話番号	090

### 第2条（期間）

賃貸借の期間は、平成〇〇年〇月〇日から平成〇〇年〇月〇〇日までとする。なお、双方に解約の意思がない場合は、自動的に1年更新する。

### 第3条（賃料）

賃料は1か月金 3,500 円とし、乙は甲に対し、毎月末日までに翌月分を甲の口座に送金する方法で支払う。

2 賃料は契約した月から支払うものとする。

### 第4条（使用目的）

乙は、本物件を乙の連絡通報の手段として利用し他の用途に利用してはならない。

### 第5条（禁止事項）

乙は、次の事項をしてはならない。

- ① 本物件を第三者に譲渡し、又は転貸すること
- ② ①の他、共同使用その他事実上の第三者への譲渡又は転貸と同様の結果となる行為をすること

### 第6条（修理）

乙は、本物件の交換、修理については、自らの負担でこれを実施する。

### 第7条（解除）

乙が次の各場合の一つに該当する場合、甲は、何らの催告を要せず本契約

を直ちに解除することができる。

① 3ヶ月分以上の賃料の支払いを怠った場合

② 賃料の支払いをしばしば遅延し、その遅延が本契約における賃貸人甲と賃借人乙との信頼関係を著しく害すると認められた場合

③ その他、本契約書各条項の禁止事項に反した場合

#### 第8条（協議）

甲と乙は、相互にこの契約の各条項を誠実に履行するものとし、この契約各条項に定めのない事項が生じたときや、この契約各条項の解釈について疑義を生じたときは、互いに誠意をもって協議の上解決する。

以上、本契約成立の証として、本書を二通作成し、甲乙署名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

平成〇〇年〇月〇日

（甲）住所 福岡県久留米市東町25-30  
一般社団法人生活支援センター結

理事長 古川克介

（乙）住所 〇〇市

氏名